

第6章 準備書に対する意見及び事業者の見解

6.1 準備書の公告・縦覧

山形県環境影響評価条例第 15 条の規定に基づき、下記のとおり公告及び縦覧を行った。

公告年月日	令和 5 年 8 月 1 日（火）
公告の方法	山形市、上山市の広報誌への掲載 山形市役所庁舎、コミュニティセンター前掲示板 山形市ホームページへの記載 上野地区（山形市）、小倉・権現堂・棚木・足ノ口地区（上山市）住民へ ちらし回覧
縦覧期間	令和 5 年 8 月 1 日（火）から令和 5 年 8 月 31 日（木）まで
縦覧時間	土曜・日曜・祝祭日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
縦覧場所	山形市役所 10 階廃棄物指導課（山形市） 上野最終処分場（山形市） 上山市役所 1 階市民生活課（上山市） 山形市ホームページ
意見書提出期限	令和 5 年 8 月 1 日（火）から令和 5 年 9 月 14 日（木）まで
意見書の提出方法	山形市へ郵送・持参・メール

6.2 準備書に対する意見書の意見の概要

準備書に対する意見書は提出されなかった。

6.3 準備書に対する知事の意見

山形県環境影響評価条例第 19 条第 1 項の規定に基づく準備書について環境の保全の見地からの意見は次のとおりである（「山形市上野最終処分場第二期整備事業 環境影響評価準備書に対する意見について（通知）」（令和 5 年 12 月 27 日付 み自第 581 号）より抜粋）。

本事業は、山形市が平成 10 年 4 月から一般廃棄物を埋立処理している上野最終処分場について、令和 9 年度以降埋立容量が不足することから、既施設内の覆土置場を最終処分場として増設し、令和 9 年度から令和 23 年度まで 15 年に渡って運用可能な埋立容量を確保するものである。

最終処分場の増設に伴い、埋立地内の雨水が廃棄物に触れて汚水となった浸出水が増加することから、浸出水を排水基準に適合する水質まで浄化するには既設浸出水調整槽の容量が不足し増設する必要がある。

しかし、既敷地内で浸出水調整槽の増設が困難なため、遮水シートを敷設し雨水の浸透を抑制するキャッピングにより、浸出水の低減を図るとしている。キャッピングは、埋立地内部への酸素供給量の減少による浸出水の水質変化など、最終処分場の安定化に影響を及ぼす恐れがある。

以上を踏まえ、下記の事項に基づき予測・評価をより詳細にかつ可能な限り定量的に行っ

たうえで本準備書を修正して評価書を作成し、その過程において必要に応じて追加調査や情報収集を行うとともに、環境保全措置を十分に検討して環境への負荷を回避・低減し、周辺地域の生活環境及び自然環境の保全に万全の措置を講じること。

1. 全般的事項

(1) 総論

- ① 事業を進めるにあたっては、地域住民や関係団体等へ積極的な情報提供や丁寧な説明を行うとともに、事業に関する意見や要望等には真摯に対応し、住民と相互理解のうえ事業を実施すること。
- ② 環境影響評価書の作成にあたっては、理解しやすく記述するとともに、記載漏れや単位及び凡例等の誤りが無いよう留意すること。また、写真については撮影日及び引用したデータや参考文献等については出典を明確に記載すること。

(2) 事業計画

- ① 処分場を増設するにあたって、既存の浸出水処理施設の能力強化を行わない理由及びその環境保全措置について、定量的に予測・評価し分かりやすく評価書に記述するとともに地域住民に周知すること。
- ② 対象事業実施区域における地すべりの可能性について、評価書に実際の調査ボーリングの結果に基づいた記述を加えること。
- ③ 累積的影響について、周辺の既設処分場が一部記載されていないことから、評価書に各処分場から河川への放流地点と水質調査地点の位置関係を示すとともに、各施設のモニタリング結果等を基に適切に評価し記述すること。

2. 個別事項

(1) 水環境

- ① 浸出水処理施設の容量等については、気候変動に伴う極端な集中豪雨にあっても十分な処理能力が確保できるよう設計するとともに、算定根拠について、評価書に詳細に記述すること。
- ② キャッピングのメリットとデメリットをきちんと整理し、定量的に予測・評価し、評価書に記述すること。
- ③ キャッピングシートの点検・補修・交換など、維持管理手法について、評価書に数値基準などの指標を用いて具体的に記述すること。

6.4 準備書に対する意見についての事業者の見解

環境の保全の見地からの山形県知事の意見についての事業者の見解を表 6-1 に示す。

表 6-1(1) 山形県知事意見に対する事業者の見解

知事意見	事業者の見解
1 全般的事項 (1) 総論 ① 事業を進めるにあたっては、地域住民や関係団体等へ積極的な情報提供や丁寧な説明を行うとともに、事業に関する意見や要望等には真摯に対応し、住民と相互理解のうえ事業を実施すること。 ② 環境影響評価書の作成にあたっては、理解しやすく記述するとともに、記載漏れや単位及び凡例等の誤りが無いよう留意すること。また、写真については撮影日及び引用したデータや参考文献等については出典を明確に記載すること。 (2) 事業計画 ① 処分場を増設するにあたって、既存の浸出水処理施設の能力強化を行わない理由及びその環境保全措置について、定量的に予測・評価し分かりやすく評価書に記述するとともに地域住民に周知すること。 ② 対象事業実施区域における地すべりの可能性について、評価書に実際の調査ボーリングの結果に基づいた記述を加えること。	事業を進めるにあたり、地域住民及び山形市により構成される協議会、並びに関連地区における回覧等を通じて、情報提供および説明を行う予定です。なお、情報提供及び説明の方法や実施頻度については、地域住民との協議を踏まえ、適切に決定します。 また、事業に関して意見や要望等が寄せられた場合には、申出者との対話を通じて相互理解を図り、これらの意見等に配慮した事業の実施に努めます。 環境影響評価書の作成にあたっては、当該図書の閲覧者が理解可能となるよう平易な文章表現とし、図表等を用いて視覚的に理解可能となるよう努めました。 また、準備書にて記載漏れや単位の誤りがあった箇所を含め、改めて記載内容の確認を行いました。写真については撮影日を記載し、引用したデータや参考文献等については出典を明確に記載しました。 上野最終処分場の増設に伴う浸出水発生量の増加に対し、浸出水処理施設の能力強化及び調整槽の増設について検討を行いましたが、施設構造上の制約等により実施は困難と判断しました。 このため、代替策としてキャッピング工法を採用し、その実施による浸出水発生量の抑制効果や周辺環境への影響について定量的に予測・評価を行い、評価書に記載しました。あわせて、キャッピングの実施計画、維持管理、事後調査についても検討し記載しています。 周知については、評価書の縦覧のほか、地域住民や山形市で構成される協議会、関係地区の回覧等を活用して情報提供と説明を行い、地域の理解に努めます。 対象事業実施区域における地すべりの懸念があるため、実際の調査ボーリング結果に基づき地すべりの可能性について検討し、当該内容の記述を加えました。

表 6-1(2) 山形県知事意見に対する事業者の見解

知事意見	事業者の見解
1 全般的事項 (2) 事業計画 ③ 累積的影響について、周辺の既設処分場が一部記載されていないことから、評価書に各処分場から河川への放流地点と水質調査地点の位置関係を示すとともに、各施設のモニタリング結果等を基に適切に評価し記述すること。	上野最終処分場の周辺には既設処分場が存在することから、上野最終処分場の放流水に加え、既設処分場の放流水が公共用水域に与える累積的な影響についても懸念されます。 そのため、水質現地調査地点及び既設処分場の放流水の河川における放流地点との位置関係を図示するとともに、累積的な影響を含めた予測・評価を行い、その内容を評価書に記載しました。
2 個別事項 (1) 水環境について ① 浸出水処理施設の容量等については、気候変動に伴う極端な集中豪雨にあっても十分な処理能力が確保できるよう設計するとともに、算定根拠について、評価書に詳細に記述すること。 ② キャッピングのメリットとデメリットをきちんと整理し、定量的に予測・評価し、評価書に記述すること。 ③ キャッピングシートの点検・補修・交換など、維持管理手法について、評価書に数値基準などの指標を用いて具体的に記述すること。	近年多発する集中豪雨等の想定外の降雨による浸出水発生量の増大により、処分場の適切な運営が困難となるおそれがあることから、緊急時の対応について検討を行いました。 検討にあたっては、過去 20 年間の降水実績のうち、計画地周辺で最大の月間降水量及び年間降水量を観測した左沢観測所の降水量データを用いて、想定外降雨に対応可能な処理容量を設定し、その算定根拠等を評価書に記載しました。 キャッピング工法の実施にあたり、そのメリット及びデメリットを整理した上で、デメリットに係る上野最終処分場での対応策を検討し、評価書に記載しております。 また、キャッピングによる埋立地内の廃棄物の安定性への影響については、定量的な予測・評価を行い、その結果も評価書に記載しました。 キャッピングシートは環境条件により劣化する恐れがあるため、日常的及び緊急時の点検、異常確認時の補修方法を定め、数値基準などの指標を用いて、当該内容を具体的に記述しました。